

# 京都府の食中毒事件対応

(食中毒疑いとして)

保健所への通報

- ・ 医師 (医療機関)
- ・ 有症者
- ・ 事業所
- ・ 警察署
- ・ 消防署

初動調査

食中毒と判明

(食中毒として)

医師から保健所への届出

初動調査

- ・ 有症者等の調査
- ・ 原因施設の調査
- ・ 検体採取 等

次の事項を検討して食中毒かどうかを検討します。

- (1) 有症者に共通する飲食物の存在
- (2) 有症者の発症状況の共通性
- (3) 調査結果から原因食品、原因物質、原因施設を推定
- (4) 医師の診断内容

原因の推定

原因物質の推定	潜伏時間、症状などから原因物質を推定します。
原因食品等の推定	調査結果を分析し、疫学的に原因食品・食材を推定します。
原因施設の推定	有症者の共通食、原因食品、原因物質、食中毒発生要因、統計学的関連性、疫学的因果関係の有無などから推定します。
汚染源・汚染経路の推定	有症者、原因物質の検出の有無により推定します。
厚生労働省への報告	大規模な患者発生時、死者が発生した場合は厚生労働省に報告します。

総合判断

調査、検査結果を総合的、科学的に分析し、原因施設、原因食品、原因物質など因果関係を検討し、食中毒として処理するか判断します。食品、原因物質を検査により証明できない場合は、疫学的手法により推定します。

原因物質の特定
原因食品等の特定
原因施設の特定
汚染源・汚染経路の特定
医師の診断と病名補正

関係機関への対応

被害の拡大防止、有症者の掘り起こしなどの必要がある場合は速やかに公表します。

報道機関等への対応

(必要な場合) 警察・司法機関などへの対応

行政措置

総合判断の結果、原因究明、危害拡大防止のための行政処分などを、速やかに行います。

行政処分等	原因施設や食品が特定されているときは、営業停止や製品回収命令を行います。
その他	必要に応じて、地域住民への情報提供や原因施設と関係者に対して命令や指導などを行います。
告発	司法当局の判断を仰ぐ必要がある場合は、告発を行います。

事後処理

衛生教育	営業の禁・停止が解ける直前に実施します。
事件報告	保健所長は食中毒発生報告書により京都府保健福祉部長に報告します。
処理結果の考察	事件の処理結果、行政措置などの結果を考察し、将来の食中毒発生予防や事故処理の改善のために活用します。